総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

資料2

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方 二次報告書（案）

令和7年度以降の電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度の在り方

概要

令和８年１月
総合通信基盤局 電気通信事業部

検討の経緯

○ 令和7年7月、情報通信審議会 電気通信事業政策部会において以下の内容を諮問（諮問第1242号）。

1　最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項
（１）～（４）　略

2　電話のユニバーサルサービス制度に関する事項
（１）令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
（２）災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

3　ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項
（１）令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項

○ 本諮問を受けて、上記２及び３については、ユニバーサルサービス政策委員会 ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（WG）において令和7年10月から検討を開始。

○ 今般、主に２について検討の結論を得たことから、今後の方向性（案）について取りまとめ。

WG構成員

（主査）	関口　博正	神奈川大学　経営学部　教授	高橋　賢	横浜国立大学　大学院　国際社会科学研究院　教授
（主査代理）	相田　仁	東京大学　特命教授	長田　三紀	情報通信消費者ネットワーク
	大谷　和子	株式会社日本総合研究所　執行役員　法務部長	藤井　威生	電気通信大学　先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター 教授
	春日　教測	東洋大学　経済学部　教授	三友　仁志	早稲田大学　大学院　アジア太平洋研究科　教授
	砂田　薫	国際大学　グローバル・コミュニケーション・センター　主幹研究員		

令和７年度								
7月	8月	9月	１０月	１１月	１２月	1月	2月	3月
● 情報通信審議会への諮問（第1242号）			● 第１回WG　● 第２回WG	● 第３回WG	● 第４回WG	● 電気通信事業政策部会（想定）	意見募集（想定）← →● ユニバーサルサービス政策委員会（想定）	● 答申（希望）

電話のユニバーサルサービス制度に関する事項

- ✓ 令和7年答申※1は、令和6年度第4四半期までの交付金の算定方法について議論をまとめたものであり、令和7年度以降の交付金の算定方法について新たな決定が必要。
- ✓ また、災害時用公衆電話について、令和4年答申※2では、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が一定額を下回ったときには交付金の補填対象とする方向性が示されている。
- ✓ 上記の具体化について、事業者等からのヒアリングも踏まえ、取りまとめた今後の検討の方向性（案）は以下のとおり。

※1 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」（令和7年4月2日）
※2 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和4年9月20日）

検討の方向性（案）

（１）令和7年度以降の交付金の算定方法

- 現行の交付金制度も最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討に当たって一体的に見直す必要があること、それまでの間に異なる算定方法を適用すれば、過度な事務負担を生じさせること、NTT東西によるメタル回線の巻取り、代替サービスへの移行に係る具体的な計画は現在検討中であることから、当分の間は現行制度を踏襲することが適当。
- 具体的には、第9次IP-LRICモデルのみに基づき算定を行うこと、実際の回線種別に基づき算定を行うこと、FRTの台数に係るモデル外補正を継続することが適当。
- また、代替サービスへの移行に係る費用を交付金の補填対象とするのか、代替サービスの算定方法については、NTT東西の具体的な移行計画等を踏まえて検討を行うことが必要。

電話のユニバーサルサービス制度に関する事項

検討の方向性（案）

（２）災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法

- 第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額は逓減傾向が続き、基準額を継続的に下回る見通しであることから、令和8年度認可申請分から補填を開始するとともに、令和6年度認可分・令和7年度認可分については、受益と負担の関係性が明確とは言えず、事務を過度に複雑化させることを避けるため、補填を行わないことが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字になるサービスであり、NTT東西において可能な限り効率的に提供するインセンティブが働くと考えられることを踏まえ、実際に要した費用をベースに算定を行うことが適当。ただし、国民負担を抑制する観点から、第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額が基準額を下回る場合に、その差額を上限として補填を行うことが適当。
- NTT東西においては、災害時用公衆電話の更なる活用に向けて、具体的な利用場面や主体に着目した上で、より一層効果的な周知・広報のための方策を検討・実施していくことが適当。
- 災害時用公衆電話のアクセス回線に係る費用を算入した接続料原価のうち、他事業者の接続料により負担されているのは他事業者利用分であるため、交付金により補填する対象がNTT東西利用分に係る赤字であれば、接続料との間においては二重回収が生じないため、調整は不要であると整理することが適当。

（３）その他

- LRICモデルを用いた原価算定等の廃止や加入電話に係るベンチマークにおける２σの撤廃など、現行の交付金制度の抜本的な見直し等については、今後、最終保障提供責務に係る新たな交付金制度の検討及びそれに伴う現行の交付金制度の見直し等の際に一体的に検討を行うこと、また、LRICについての接続政策委員会における議論も踏まえて検討を行うことが適当。

ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

- ✓ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度を創設した令和4年電気通信事業法改正法の附則には、施行（令和5年6月16日）後3年が経過した場合（令和8年6月16日）における施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる、いわゆる「3年後検討」の規定が存在するため、制度の運用と並行して、施行の状況についての検討が必要。
- ✓ この一環として、まずは、第二種適格電気通信事業者の指定を受けた3者（NTT東日本、NTT西日本及びZTV）から、初の原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案を聞き取り（次頁参照）、これを踏まえ検討・検証を行い（次頁参照）、取りまとめた今後の検討の方向性（案）は以下のとおり。

検討の方向性（案）

- 第二種適格電気通信事業者から聞き取った要望・提案は、今後の検討に向け示唆に富むものであり、総務省において、今後、第二種負担金の納付義務を負う者などからの要望・提案も聞き取り、すべてを俎上に載せて「3年後検討」を行うことが適当。
- その上で、第二種交付金の額に直接の影響がない、または、第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない次の4点については、必ずしも今後の「3年後検討」を待つ必要はなく、速やかに、次に掲げるとおり検討を進めることが適当。

NTT東西 要望・提案❹：特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。

- ➢ 第二種適格電気通信事業者が指定を受けるうえで有用な情報となることから実現する方向で速やかに検討を進めること。

ZTV 要望・提案❶：住所情報と、国勢調査の町字KEYCODEとを紐付けたツール等を準備すべき。

- ➢ 第二種適格電気通信事業者にとっても有用であり、第二種適格電気通信事業者として指定を受けるインセンティブにもなり得ることから、総務省において実現する方向で、速やかに検討を進めること。

ZTV 要望・提案❷：適格事業者による基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じた提出も許容すべき。

- ➢ 第二種適格電気通信事業者の裾野を広げる観点からも有効であるため、まずは現行の電気通信事業法の規定の範囲内において、他の法令における「年度」「事業年度」といった用語の解釈との整合性にも留意しながら、実現する方向で速やかに検討を進めること。

NTT東西及びZTV 要望・提案❸-1：原価計算時に基礎とした支援区域と次年度の交付金の交付時に基礎とする支援区域は整合的であるべき。

- ➢第二種適格電気通信事業者における経営の予見可能性の確保の観点から、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮し、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めること。

（参考）ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項

NTT東日本及びNTT西日本からの要望・提案

❶-1 新たに光ファイバを整備して提供する基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに整備をした区域をすべて未整備の特別支援区域として指定し、当該赤字部分について第二種交付金の対象とすべき。
❶-2 法施行日以前に譲受した公設設備、法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべき。
❶-3 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべき。
❷ 第二種適格電気通信事業者となる者が増加するような仕組みを導入すべき。
❸-1 毎年11月に支援区域の新たな指定・解除が行われたとしても、同年8月の原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度4月以降の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域は、整合的であるべき。
❸-2 新規整備・民設移行を行った地域では、その後の状況変化によらず継続的に第二種交付金が交付される仕組みについて議論すべき。
❹ 特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。
❺ 現状はサービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間を必要とするが、より早期に交付金の交付を開始すべき。
❻-1 これまで明示的に議論をしていない既存の海底ケーブルの維持費についても交付金の対象であることを確認したい。
❻-2 海底ケーブルが必須な離島等の町字はすべて特別支援区域とし、これらの町字で生ずる赤字についても第二種交付金の対象とすべき。
❼ 交付金や補助金の対象外となる自治体費用も補助金等により支援すべき。

ZTVからの要望・提案

❶ 通常の業務において顧客管理に用いている住所情報と、第二種適格事業者としての業務で用いなければならない国勢調査の町字KEYCODEとを紐付けたツール等を準備すべき。
❷ 特に前事業年度の収支が黒字である場合（一般支援区域についての交付金が交付されない場合）は、適格事業者が毎年行わなければならない基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じて、4月1日～3月31日以外の期間の会計年度による提出も許容すべき。
❸-1 毎年11月に支援区域の新たな指定・解除が行われたとしても、同年8月の原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度4月以降の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域は、整合的であるべき。
❸-2 その後も継続的に第二種交付金が交付される仕組みについて議論すべき。
❹ 担当支援区域における自然災害からの復旧費用も交付金の対象とすべき。

主な構成員の意見

■ 「3年後検討」においては、3者の要望・提案を参考に、もう少し使い勝手のいい制度に改めるという観点も含めて議論を行うべき。
■ 「3年後検討」においては、令和7年度の電気通信事業法改正により創設された制度との整合性を考慮に入れて議論を行うべき。
■ 令和7年度に創設された制度との整合性を考慮しつつも、条件不利地域におけるサービスの安定的な提供の確保、未整備地域の解消促進、公設設備から民設設備への転換促進といった既存の制度の目的の充足を一義として考え、「3年後検討」における議論を行うべき。
■ NTT東西❹、ZTV❶、❷については第二種交付金の額に直接の影響があるとは思えないため、「3年後検討」を待たずに、第二種交付金の額に影響のない範囲で、速やかに、要望・提案を実現する方向で検討を進めるべき。
■ NTT東西及びZTV❸-１は、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、「3年後検討」を待たずに、なるべく早く、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めるべき。